

第五十五回 参議院商工委員会會議録第四号

昭和四十二年五月九日(火曜日) 午後一時十五分開会

委員の異動

三月三十日 辞任

山本茂一郎君 林田悠紀夫君 岡本 悟君

補欠選任

津島 文治君 村上 春蔵君 松平 勇雄君

四月十八日 辞任

横井 太郎君

補欠選任

館 哲二君 横井 太郎君

四月十九日 辞任

館 哲二君

補欠選任

横井 太郎君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

鹿島 俊雄君

委員

井川 伊平君 近藤英一郎君 柳田桃太郎君 阿部 竹松君

津島 文治君 宮崎 正雄君 村上 春蔵君 横井 太郎君

小柳 勇君 近藤 信一君 竹田 現照君 矢追 秀彦君

向井 長年君

國務大臣

通商産業大臣 菅野和太郎君

政府委員

國務大臣 二階堂 進君

科学技術庁長官 官房長 科学技術庁振興局長

小林 貞雄君 谷敷 寛君

大蔵政務次官 国税庁長官 通商産業政務次官

米田 正文君 泉 美之松君 栗原 祐幸君

通商産業省通商局長事務代理 通商産業省重工業局長

原田 明君 高島 節男君 影山 衛司君

中小企業庁長官 事務局側 常任委員会専門員

小田橋員寿君

本日の會議に付した案件

○航空機工業振興法等の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)

○貿易大学校法案(内閣送付、予備審査)

○中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)

○理化学研究所法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○産業貿易及び経済計画等に関する調査 (地域経済対策に関する件)

○委員長(鹿島俊雄君) それでは、ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の變更について報告いたします。去る三月三十日、山本茂一郎君、林田悠紀夫君、岡本悟君が辞任され、その補欠として津島文治君、村上春蔵君、松平勇雄君が選任されました。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、航空機工業振興法等の一部を改正する法律案、貿易大学校法案、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。菅野通商産業大臣。

○國務大臣(菅野和太郎君) ただいま御提案がありました通商産業省の關係の三法律案を順次御説明申し上げます。まず最初に、航空機工業振興法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

航空機工業振興法は、航空機の国産化を促進することにより、わが国航空機工業の振興をはかることを目的として、昭和三十三年に制定された法律であります。この法律に基づきまして、昭和三十四年六月、日本航空機製造株式会社が設立され、今日まで中型輸送機YS11の設計試作等の試作事業及び製造、販売等の量産事業が進められてまいりました。このうち、試作事業は昭和三十九年度をもって完了し、昭和四十年三月以降、量産機の販売を開始いたしております。その後今日までに合計二十九機の引き渡しを行ない、国内の主要ローカル路線に就航するほか、フィリピン及びハワイにも輸出され、好評を得ております。また、最近においては、YS11の短距離離着陸性能、経済性、搭載容量等について国際的にも高く評価されつつある現状にあります。

かくして、わが国最初の国産輸送機YS11は国際競争場裏に進出することとなったのでありますが、輸送用航空機の輸出をめぐる国際間の競争はきわめて激しく、この競争の中にあつて、YS11の輸出を確立するためには、なお一層の輸出努力と助成が要望されるのであります。このため、日本航空機製造株式会社をはじめとして、関係業界の一致協力により積極かつ適確な販売活動を展開させる必要があることはいまでもありませんが、これと並行して諸外国と対等に競争し得る基礎を整備する必要があります。諸外国は、航空機工業に關しては先進国の地位にあります。航空機工業の育成を重要な国策の一つとし、手厚い助成措置を講じております。今後国際競争はますます激化するものと予想されますが、このような事情を勘案いたしますと、この際YS11の量産事業に關し、いま一段の助成の強化が望まれるのであります。

以上に申し述べました理由から、航空機工業審議会の答申にも即して、政府は昭和四十二年度において日本航空機製造株式会社に対し十二億円の投資を行なう等の助成措置を講ずることとし、ただいま国会の御審議をいただいでいるところでありました。しかるに、航空機工業振興法の一部を改正する法律によりまして試作事業終了後の政府投資が制限されており、これらを改正する必要があるものであります。ここに本法律案を提出いたしました次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明いたします。その第一は、YS11の設計、試作等の完了後においても政府は日本航空機製造株式会社に対して出資することができるものとするのであります。その第二は、政府の出資の限度を四十二億円とすることでありました。

以上が本法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞよろしく御審議の上、すみやかに御賛同くださるようお願いいたします。

次に、貿易大学校法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。わが国の貿易は近年順調に拡大しており、輸出もいよいよ百億ドルに達せんとしております。貿易はまさにわが国経済発展の屋台骨をなしてきた

本日の會議に付した案件

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)

貿易大学校法案(内閣送付、予備審査)

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)

理化学研究所法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

と言えましよう。しかしながら今後のわが国の輸出の前途は決して平坦な道ではありません。世界の経済競争、輸出競争はいよいよきびしさを増しており、しかも、わが国の輸出構造が高度化してくるに伴い、欧米先進諸国の輸出市場とまっとうから競争するようになっていくからであります。

今後の貿易は、安くてよい物をつくれれば売れるという単純なものではなく、売り込み相手側の中に深く入り込み、積極的なセールスを展開する必要がある、しかも延べ払い、海外投資、技術協力などの諸種の要素と密接な関連のもとにおいて行なわれることとなるのであります。さらに、今後開放体制の一その進展に伴い、わが国にも多くの外国企業が進出してきておられるようになり、また、わが国の企業の海外進出もいよいよ活発化することが予想されます。このように好むと好まざるにかかわらず、わが国の企業にとつて外国企業あるいは外国人との接触、すなわち、インタナショナル・ビジネスの側面は今後増加の一途をたどるものであります。このよう新しい世界の貿易体制、国際企業体制のもとにおいてわが国の貿易を伸ばし、わが国の企業を発展させていくためには、何といつても企業をになう人の問題がキーポイントとなるのであります。すなわち国際的な識見と相手先国の社会経済の実情についての深い知識を有し、また外国の人々と完全に理解し合えるに足る語学力を持った人々の養成が不可欠なのであります。

この法案は、以上のような要請にこたえるため、貿易を主とする国際的な経済活動に従事する者等に対し、その資質の向上に必要な研修を実施する機関として、貿易大学校を設立しようとするものであります。

次に、この法案の要旨を御説明申し上げます。まず第一に、貿易大学校の設立につきましては、貿易を主とする国際的な経済活動につき専門的な知識を有する者十五人以上が発起人となって、通商産業大臣に設立の認可申請を行なうこととし、通商産業大臣は、その申請の内容を審査いたしま

して、その業務が健全に行なわれ、わが国と外国との経済的交流の促進に資することが確実であると認めるときは、設立を認可することとなっております。ただし、研修の高度性、効率性を確保するため貿易大学校の設立は一を限って認可することといたしております。

第二に、貿易大学校の役員として、会長、理事長、理事及び監事を置くこととしたし、会長、理事長及び監事は定款の定めるところに従って選任し、通商産業大臣が認可することとしたしております。また、貿易大学校の運営を適正ならしめるために貿易大学校に評議員会を置くこととしたしております。

第三に、貿易大学校の行なう業務であります貿易大学校設立の目的に従いまして、貿易を主とする国際的な経済活動にかかると業務に従事する者等に対して専門的かつ効率的な研修を施すわけでありまして、あわせてその研修に必要な調査研究等の業務も行なわせることとしたしております。

第四に、貿易大学校は通商産業大臣の監督を受け、貿易大学校の定款及び業務方法書の変更並びに毎事業年度の事業計画及び収支予算につきましては、通商産業大臣の認可または承認を要することとしたし、また通商産業大臣に貿易大学校に対する報告徴収及び立ち入り検査の権限を認めるとともに、その結果に基づいて必要な措置をとり得るようにならして、貿易大学校の公共的な機関としての運営の適正を期することとしたしております。

最後に貿易大学校についての各種税法の一部改正を行ないまして、貿易大学校の業務の運営上に遺憾なきを期した次第であります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、中小企業近代化促進法は、中小企業が事業活動の相当部分を占める重要な業種を指定し、当該指定業種に属する中小企業の実態を調査して、その実態に即した中小企業近代化計画を策定し、その円滑な実施をはかるための措置を講ずること等により、中小企業の近代化を促進し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的として昭和三十八年に制定された法律であります。制定後今日までにすでに八十余の業種が指定され、それぞれの業種ごとに実態調査、近代化計画の策定、その推進等がはかられ、わが国中小企業の近代化に大きな役割りを果たしてきております。

中小企業近代化計画の推進をはかるための措置としては、中小企業近代化促進法上二つの課税の特例措置が設けられております。第一は、企業規模の適正化等をはかるための合併、共同出資等の場合の課税の特例であり、第二は、中小企業の自己資本充実のための割り増し償却の制度であります。

今回の改正によりまして、従来合併、共同出資等の場合の課税の特例の適用が受けられる中小企業者は、企業組合について、出資の総額が五千万円以下またはその事業に従事する組合員の数が三百人以下のものに、割り増し償却の適用が受けられる中小企業者は、前述の範囲の企業組合と資本の額または出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人に、それぞれ限定されておりましたのを、これらの限定を削除しようとするものであります。以上の結果、中小企業近代化促進法上の課税の特例措置は、本法上の中小企業者すべてに適用されることになり、中小企業の近代化は一そ

う強力に推進されることになるものと考えております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださいます。

いますようお願い申し上げます。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、理化学研究所法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。二階堂科学技術庁長官。

○國務大臣(二階堂進君) たいだいま議題となりまして、提案理由を御説明申し上げます。改正の第一は、理化学研究所の主たる事務所の所在地に関する規定を改正することであり、現在、理化学研究所は主たる事務所を東京都に置くことになっておりますが、従来の研究所施設は狭隘に過ぎ、また老朽化してまいりましたので、埼玉縣大和町に新たに研究所施設の建設を進めてまいりました。このたび研究所施設の過半が完成し、管理運営部門が移転するに伴って右の改正を行なうものであります。

第二は、監事の権限、役員欠格事由及び兼職禁止に関する諸規定につきまして、最近設立される特殊法人関係の法律の例になら、改正を行なうこととあります。なお、これと関連して、兼職禁止の解除に関する承認権限を、内閣総理大臣から科学技術庁長官へ委任することができるよう改正を行なうこととしております。

以上、本法案の提案理由につきまして、御説明申し上げます。科学技術振興の重要性に対する皆さまの深い御理解によりまして、慎重御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願いいたします。○委員長(鹿島俊雄君) 以上で四案の提案理由の説明は終了いたしました。以上の四案の事後の審査は、これを後日に譲ることといたします。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、地域経済対策に関する件について調査を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。○阿部竹松君 お尋ねする前に、委員長にお願しておきました大蔵省関係の政府委員はどなたが

御出席になっておりますか。

○委員長(鹿島俊雄君) 本日は、米田大蔵政務次官並びに泉国税庁長官、宮川国税庁総務課長、三名出席しております。

○阿部竹松君 私これからお尋ねすることは、産炭地域に直接関係あるわけですが、問題は税ともきわめて関係が深いわけで、事務的な問題ですから、米田次官もおいでになっておられるようすが、さしあたり事務担当をされておられる国税庁長官にお尋ねします。

税関係の業界新聞か、ニュースか、あるいはその雑誌か、はっきり記憶しておりませんが、今度国税庁で担当しております全国の五カ所ないし六カ所の税務署を廃止なさって、そうして整理をなさるといふ記事を見たんですが、それが事実であるかどうか、お伺いしたい。

○政府委員(泉美之松君) この点につきましては、税務行政の全般からお話をしなければいけませんので、ざっと申し上げますが、ごく簡単に申し上げますと、御承知のとおり昭和三十年代のわが国の高度成長に伴いまして、課税対象が非常にふえてまいっております。ところが、その課税対象は全国一律にふえているのではなくて、東京都とか大阪とか名古屋とかという大都市に集中する傾向が強いのであります。そこで、私も税務行政を執行する立場に置かれていたしましては、そのように課税対象のふえた地域におきましては、税務職員を増加する。その際に、税務職員がふえまして一税務署が二百五十名をこえるような定員になりますと、一税務署長の管轄下で処理するのは適当でございませぬ。これを分割いたしまして税務署をふやすという措置をとっておるのであります。しかしながら、全体の税務職員は昭和三十年当時からほとんどふえておりませぬ。そこで、そういうふうに課税対象のふえたところで税務職員を増加し、税務署を分割するといふかわりに、地方の税務署で課税対象がふえない、むしろ課税対象が減少していくような税務署におきましては、定員を減らすとともに、それから地

域によりまして、納税者の便利を考慮しつつ、あまり不便でない地域におきましては税務署を廃止すると、こういう措置をとってまいったのでございませぬ。すでに現在まで昭和三十一年から申し上げても、三十八年に一署を分割して一署を統合する、三十九年に五署を分割して三署を統合する、それから昭和四十年には三署を分割して二署を統合する、昭和四十一年度におきましては、二署を分割して七税務署を統合すると、こういう措置をすつととってまいっておたのであります。今年度におきまして、こうした方針に基づきまして別途三署を分割することにつきまして、地方自治法の規定に基づきましてこの承認を求める案件を国会に提出いたしておりますが、同時に六税務署を統合する、こういう考え方をとっておるのでございませぬ。したがって、いまお話しのようなことは事実でございませぬ。

○阿部竹松君 長官のお話を承っておりますと、私は理屈なしに、東海道線はお客さんがたくさん乗るから、幾らいい汽車をつくってたくさん本数ふやしてもよろしいと、しかし北陸線は例ですが、北陸線はお客さんが少ないから、汽車の本数を減らしてもよろしいと、国税庁ではそういうわけ主義なんですか。税金が京阪神でふえまして、中京でふえましたが、あるいは京浜地区でふえたから、そつちへ税務署の機能を拡大して、税金の取れぬところは人数を減らします、すべてが営利主義でやるというのなら私はあなたと議論しませんが、ただし国税庁は、国の機関というものはそういうものではないかと私は判断して、税金がふえるところはほとんどふやさない、税がふえないところはほとんど減らす、それはいいが、しかし、だめなところは国民が不便だ、営利主義、資本主義国家ならこれはやむを得ないでしよう。しかし、それはいいけれども、あなたのお話を聞くとそう聞える、あなたどうです。速記録を読んでもみない、明鏡止水だ。それはいいと思いますが、その六署というのとはどこ

どこなんですか。

○政府委員(泉美之松君) 申し上げるまでもなく国税庁は国の機関でございますから、別に営利を目的としてやっているわけではございませぬ。したがって、もうけ主義とおっしゃるのは当たらないと思ひます。ただ、国税庁といたしましては、そういうふうに課税対象が非常にふえてまいったときに、全国的に課税水準を同じようにやっていきますためには、どうしても課税対象がふえたところに人員を集中せざるを得ない。これが全体の定員をふやしていただけたらいい、それが全体の定員を課税対象のふえたところへ持っていきませぬ、それがなかなか全体の税務職員の定員はふやさないでございませぬ。それは楽なものでございませぬ、ただ、なにか全体の税務職員の定員はふやさないで、ただ、なにか全体の税務職員の定員はふやさないで、ただ、なにか全体の税務職員の定員はふやさないで、

○阿部竹松君 長官、誤解してもらっちゃ困るよ。そういうあなたがおっしゃるような大方針については隣に政務次官もおられる、これは大臣と話すべきであつて、あなたは課長とか何とかが任命権はないのでしよ。それは大臣とか米田政務次官に……。あなたはどことかがなくなる

のですかという質問に事務的にお答えいたただけはいい。

○政府委員(泉美之松君) 税務署を廃止予定をいたしておりますのは、北海道札幌国税局管内で夕張税務署、仙台国税局管内で赤湯税務署、名古屋国税局管内で熊野税務署、大阪国税局管内で香住税務署、高松国税局管内で卯之町税務署、熊本国税局管内で玖珠税務署、この六署でございませぬ。

○阿部竹松君 そこで六つの税務署の抹消されるところはわかりましたが、これは何を基準としてやっておられるわけですか。これは税収が少なくなったとか、人口が少なくなったとか、利用率が少なくなったとか、そういう御答弁をなさるかわりませんが、私は六カ所全部わかつておりませぬけれども、夕張の例をとると、たとえば夕張がなくなることは、これは一日がかりです。そういう人口が減ったとか金額が少なくなったとかいう理由もありませぬけれども、そういうところは考慮に入っておるのですかどうですか。

○政府委員(泉美之松君) お話のとおり、税務署を廃止するにつきましては、基本的には納税者が以前に比べて減ってきたというところ、あるいは税額が少なくなってきた、したがって現在税務職員の定員が非常に減ってきておるといふところを基本にいたしまして、これに對しまして住民の方の便宜といふことも考えなくちゃならないので、人員が非常に少ない地域でも、たとえは島のようなところでもございませぬ、香取、対馬から本土までというところになりますと、香取、対馬から本土までという方針でやっておるのでございませぬ。ただ、従来税務署がありましたのを統合いたしますと、大体その隣の税務署にくつつけるということになります。従来より従来よりは税務署に出かけていくために時間がかかるということとはこれ





本調査はこの程度にいたします。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後二時六分散会

三月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、発明、発見者及び考案者にパツジ交付に關する請願(第五二五号)

一、電灯線引込口に避雷設備必置に關する請願(第五二六号)

一、豪雪地帯対策特別措置法の完全実施に關する請願(第五二七号)

第五二五号 昭和四十二年三月十七日受理

発明、発見者及び考案者にパツジ交付に關する請願

請願者 新潟県南魚沼郡塩沢町大字大沢 四五日本民間防火研究会内 星野亨一

紹介議員 小柳 牧衛君

文化国家の発展に資する発明、発見、考案を盛んにするため、発明、発見者及び考案者に対し、適當なパツジを交付されたい。

理由

現今、各議會議員、公務員並びに各種団体職員がパツジをつけているにもかかわらず、科学技術の進歩に重大な貢献をした発明、発見、考案者に対して、パツジを交付していないことは、発明、考案等を盛んにするには不利である。パツジをつけておれば、一般民はこれを見て、発明考案者と話し合ふ機会を得、発明考案者はこれにより発明、考案者のヒントを得、発明、発見、考案の實現は増進される、外国に支払う特許権利金は多大であり、国内において、できるだけ研究すべきである。なお、同趣旨の請願は、昭和三十七年五月七日衆議院で採択されたが、いまだ、實現にいたっていない。

第五二六号 昭和四十二年三月十七日受理

電灯線引込口に避雷設備必置に關する請願

請願者 新潟県南魚沼郡塩沢町大字大沢 四五日本民間雷害防止研究会内 星野亨一外十五名

紹介議員 小柳 牧衛君

落雷による感電死傷等を防止するため、今回はぜひとも電気工作物規格を改正し、電灯線引込口に必ず避雷設備を設置するよう配慮されたい。

理由

一、本件については、昭和十五年以來六回にわたる参院に請願し、そのたびに採択されているが、願意はまた實現されていない。  
二、各家庭とも電気器具の利用度が高くなつていのに、避雷設備のないのはまことに危険である。  
三、官設の電信、電話線の引込口には、必ず避雷設備があるので、電信電話開設以來今日に至るまで落雷による感電死傷等の例がない。  
四、避雷施設の設備費は各自が負担することにして、すみやかに願意を達成せられるよう雷害地方の住民は切望している。

第五二七号 昭和四十二年三月十七日受理

豪雪地帯対策特別措置法の完全実施に關する請願

請願者 新潟県南魚沼郡塩沢町大字大沢 四五日本民間雪害防止研究会内 星野亨一外九名

紹介議員 小柳 牧衛君

豪雪地帯の住民生活の安定を期するため、本年はとくに「豪雪地帯対策特別措置法」を完全に実施し、左記事項の實現を図られたい。

- 一、田畑の作づけ対策について指導、配應を行なうこと。
- 二、地方交付税の積雪補正率を増加すること。
- 三、固定資産税を引き下げる。
- 四、学校等公共施設の除雪費を全額国庫負担とする。
- 五、豪雪期における国道の交通確保を図及び県の責任で行なうこと。

六、除雪機械及び雪上車の購入経費を大幅に助成すること。

七、重要路線の流雪溝及び湧水融雪装置について特別措置をとること。

八、融雪、なだれ等による災害に対する大幅な援助となだれ防止林造成事業への援助措置をとること。

九、中小企業及び一般住民の越冬物資確保のための融資及び財政援助を行なうこと。

理由

新潟県は毎年豪雪に見舞われ、農家は種まきも時期を失う有様で、住民は雪止めの中で困難な生活をしている。

四月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案

一、理化学研究所法の一部を改正する法律案

一、航空機工業振興法の一部を改正する法律案

一、貿易大学校法案

一、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の六第一項中「広島地方事務所」の下に「高松地方事務所」を加える。

第三十五条の八中「三百七人」を「三百三十六人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

る。ただし、第三十五条の六第一項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

理化学研究所法の一部を改正する法律案

理化学研究所法(昭和三十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の二項中「東京府」を「埼玉県」に改める。

第五 監事は、監査の結果に基づき、必要があるとき、認めるときは、理事長又は内閣総理大臣(第三十七条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官)に意見を提出することができる。

第十四条第一号を次のように改める。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)。

第十六条に次のただし書を加える。

ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第三十七条第二号中「第二十七条第一項」を「第十六条ただし書及び第二十七条第一項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

航空機工業振興法の一部を改正する法律案

航空機工業振興法の一部を改正する法律案

航空機工業振興法(昭和三十三年法律第一百五十号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「予算の範囲内」を「四十二億円を限り」に改める。

(航空機工業振興法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 航空機工業振興法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則 第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則

この法律は、公布の日から施行する。

貿易大学校法案  
貿易大学校法

目次

- 第一章 総則(第一条―第五条)
- 第二章 設立(第六条―第十条)
- 第三章 管理(第十一条―第十五条)
- 第四章 業務(第十六条―第十九条)
- 第五章 監督(第二十条・第二十一条)
- 第六章 解散及び清算(第二十二条―第二十四条)
- 第七章 罰則(第二十五条―第二十七条)

第一章 総則

(目的)

第一条 貿易大学校は、わが国と外国との経済の交流の促進に資するため、貿易を主とする国際的な経済活動に係る業務に従事する者等に対し、その資質の向上に必要な研修を実施することを目的とする。

(法人格)

第二条 貿易大学校(以下「大学校」という。)は、法人とする。

(名称)

第三条 大学校は、その名称中に貿易大学校という文字を用いなければならない。

2 大学校でない者は、その名称中に貿易大学校という文字を用いてはならない。

(登記)

第四条 大学校は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法

人の住所)の規定は、大学校について準用する。

第二章 設立

(発起人)

第六条 大学校を設立するには、貿易を主とする国際的な経済活動について専門的な知識を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

(設立の認可)

第七条 発起人は、定款、業務方法書及び事業計画書を通商産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 前項の業務方法書及び事業計画書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第八条 通商産業大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、申請の内容が次の各号の一に該当せず、かつ、その業務が健全に行なわれ、わが国と外国との経済の交流の促進に資することが確実であると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款、業務方法書若しくは事業計画書の内容が法令に違反するとき。

二 定款、業務方法書又は事業計画書に、虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

三 他の大学校がすでに成立しているとき。

(事務の引継ぎ)

第九条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を大学校の会長となるべき者に引き継がなければならない。

(成立の時期)

第十条 大学校は、主たる事務所の所在地で設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 管理

(定款記載事項)

第十一条 大学校の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地

四 業務

- 五 役員を選任方法その他の役員に関する事項
- 六 評議員会に関する事項
- 七 資産及び会計に関する事項
- 八 定款の変更に関する事項
- 九 解散に関する事項
- 十 事業年度
- 十一 公告の方法
- 十二 設立当初の役員

(役員)

第十二条 大学校に役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2 大学校に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事五人以内を置くことができる。

3 会長、理事長及び監事の選任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)の職務及び権限

第十三条 会長は、大学校を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、大学校を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して大学校の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して大学校の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

(代表権の制限)

第十四条 大学校と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が大学校を代表する。

(評議員会)

第十五条 大学校の業務の運営に関する重要事項を審議させるため、大学校に、評議員会を置く。

2

評議員会は、評議員二十人以内で組織する。評議員は、大学校の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて会長が任命する。

第四章 業務

(業務)

第十六条 大学校は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 貿易を主とする国際的な経済活動に係る業務に従事する者等に対する専門的かつ効率的な研修の実施

二 前号の研修の実施に必要な調査研究を達成するため必要な業務

三 前二号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

(定款及び業務方法書の変更)

第十七条 大学校は、定款又は業務方法書を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(事業計画及び収支計算)

第十八条 大学校は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支計算を通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財産目録、貸借対照表及び収支計算書)

第十九条 大学校は、毎事業年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を通商産業大臣に提出しなければならない。

第五章 監督

(報告及び検査)

第二十条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、大学校に対し報告をさせ、又はその職員に、大学校の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令等)

第二十一条 通商産業大臣は、前条第一項の規定により報告をさせ、又は検査を行なつた場合において、大学の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく通商産業大臣の処分又は定款若しくは業務方法書に違反すると認めるときは、大学に對して、この法律の目的を達成するため必要な限度において、役員、業務の停止、定款又は業務方法書の変更その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 通商産業大臣は、大学が前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任し、又はその業務を停止し、若しくは設立の認可を取り消すことができる。

第六章 解散及び清算

第二十二條 大学は、次の事由によつて解散する。

- 一 定款で定められた解散事由の発生
- 二 破産
- 三 設立の認可の取消し

2 前項第一号に掲げる事由による解散は、通商産業大臣の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。

(残余財産の帰属)

第二十三條 大学が解散した場合における残余財産の処分については、政令で定める。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第二十四條 民法第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項(届出に關する部分に限る。及び第七十八條から第八十三條まで(法人の解散及び清算)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二

十五條第二項及び第三項、第三百三十六條前段、第三百三十七條前段並びに第三百三十八條(法人の清算の監督)の規定は、大学の解散及び清算について準用する。

第七章 罰則

第二十五條 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 大学の役員又は大学の代理人、使用人その他の従業者が、大学の業務に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、大学に對しても同項の罰金を科する。

第二十六條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした大学の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第四條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第十六條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。
- 四 第十九條に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。
- 五 第二十四條において準用する民法第七十九條第一項又は同法第八十一條第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
- 六 第二十四條において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

附則

第二十七條 第三條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一月

をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二條 この法律の施行の際現にその名称中に貿易大学校という文字を用いている者については、第三條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三條 大学の最初の事業年度の事業計画及び収支予算については、第十八條中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「大学の成立後遅滞なく」とする。

(地方税法の一部改正)

第四條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第一号中「及び私立学校法第六十四條第四項の法人」を、「私立学校法第六十四條第四項の法人及び貿易大学校」に改める。

附則

第七十三條の四第一項に次の一号を加える。  
二十 貿易大学校が貿易大学校法(昭和四十二年法律第 号)第十六條第一号又は第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの  
第三百四十八條第二項に次の一号を加える。  
二十八 貿易大学校が貿易大学校法第十六條第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(所得税法の一部改正)

第五條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第一号の表中「仲理士会」の次に次のように加える。

貿易大学校	貿易大学校法(昭和四十二年法律第 号)
-------	---------------------

(法人税法の一部改正)

第六條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の

一部を次のように改正する。  
別表第二第一号の表中「仲理士会」の次に次のように加える。

貿易大学校	貿易大学校法(昭和四十二年法律第 号)
-------	---------------------

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案  
中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案  
中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。  
第八條第一項中(企業組合にあつては、出資の総額が五千万円をこえ、かつ、その事業に従事する組合員の数が三百人をこえるものを除く。以下この条及び次条において同じ。を削る。  
第九條中(資本の額又は出資の総額が五千万円をこえる会社であつて常時使用する従業員の数が三百人をこえるもの及び常時使用する従業員の数が三百人をこえる個人を除く。を削る。

附則  
この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。  
四月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。  
一、原子力基本法の一部を改正する法律案

原子力基本法の一部を改正する法律案  
原子力基本法の一部を改正する法律案  
原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。  
第七條の見出し中「原子燃料公社」を動力炉・核燃料開発事業団に改め、同条第一項中「事項を行はしめる」を「事項を行なわせる」に、「核原料物質及び核燃料物質の採掘、採製、精錬、管理等を行はしめるため原子燃料公社」を「原子炉のうち高速増殖炉及び新型転換炉並びに核原料物質及び核

原子力基本法の一部を改正する法律案  
原子力基本法の一部を改正する法律案  
原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。  
第七條の見出し中「原子燃料公社」を動力炉・核燃料開発事業団に改め、同条第一項中「事項を行はしめる」を「事項を行なわせる」に、「核原料物質及び核燃料物質の採掘、採製、精錬、管理等を行はしめるため原子燃料公社」を「原子炉のうち高速増殖炉及び新型転換炉並びに核原料物質及び核

燃料物質に関する開発等を行なわせるため動力炉・核燃料開発事業団に改め、同条第二項中「原子燃料公社」を「動力炉・核燃料開発事業団」に改める。

第十七条中「特許出願に係る発明又は」を削り、「(大正十年法律第九十六号)第十五条及び第四十条」を、「(昭和三十四年法律第二百一十一号)第九十三条」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、電力料金の低減に関する請願(第八八二号)

第八八二号 昭和四十二年四月十日受理

電力料金の低減に関する請願

請願者

鹿児島市山下町一四ノ五〇鹿児島  
島根議会議長 大坪静夫

紹介議員

田中 茂穂君

本県をはじめ、九州電力K管内の電力料金(一般用、工業用)は、関西、北陸地方のそれと比較してきわめて高く、地域住民の生計に大きな影響を与えており、ことに既存工業をはじめ諸産業の経営合理化をばむ大きな要因となつてはかりでなく、企業誘致の大きな障害となつてはいるから、九州地域における電力料金を低減するよう適切な措置を講ぜられたい。

昭和四十二年五月十三日印刷

昭和四十二年五月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局